

## 海上自衛隊訓令第25号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、音響測定隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成27年11月27日

防衛大臣 中谷 元

### 音響測定隊の編制等に関する訓令

（編成等）

**第1条** 音響測定隊は、音響測定艦2以上をもって編成する。

2 音響測定隊にクルー3以上を置く。

（司令）

**第2条** 音響測定隊の長は、音響測定隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、海洋業務・対潜支援群司令の指揮監督を受け、音響測定隊の隊務を統括する。

（クルーの音響測定艦への乗組み）

**第3条** 司令は、音響測定艦にクルーのうちいずれかを常時乗り組ませるものとする。

（クルー長）

**第4条** クルーの長は、クルー長とする。

2 クルー長は、2等海佐をもって充てる。

3 クルー長は、司令の指揮監督を受け、クルーに関する事務を統括する。

4 クルー長は、前条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合、司令の指揮監督を受け、当該音響測定艦の艦長として、艦務を統括する。

（副長）

**第5条** クルーに、副長1人を置く。

2 副長は、クルー長（第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合にあつては、当該音響測定艦の艦長としてのクルー長をいう。以下同じ。）を助け、クルーに関する事務（第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合にあつては、艦務）を調整し、及び整理するとともに、クルー長に事故があるとき、又はクルー長が欠けたときは、クルー長の職務を行う。

（科）

**第6条** クルーに、科を置く。

2 科の名称は、別表科の欄に掲げるとおりとする。

3 科の所掌業務（第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合にあっては、艦務としての科の所掌業務をいう。以下同じ。）は、別表科の欄に掲げる区分の応じ、同表所掌業務の欄に掲げるとおりとする。

（科の長）

**第7条** 科に、科の長を置く。

2 科の長の名称は、別表科の欄に掲げる区分に応じ、同表科の長の欄に掲げるとおりとする。

3 科の長は、クルー長の命を受け、科の所掌業務を掌理し、科に配置された隊員の教育訓練を行う。

（当直士官）

**第8条** クルー長は、第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合、1等海尉以上の幹部自衛官のうちから、1人ずつ輪番で、当直士官を命ずるものとする。ただし、配員の状況により、1等海尉以上の幹部自衛官に当直士官を命ずることが困難であると認める場合には、2等海尉以下の幹部自衛官に当直士官を命ずることができる。

2 当直士官は、クルー長の命を受け、日常業務を処理し、及び艦内の警戒その他音響測定艦の保安に任じ、並びに航海中における航行及び運転に関する業務並びに信号及び見張の指揮監督を行う。

3 クルー長は、停泊中において、配員の状況により当直士官を命ずることが困難であると認める場合には、第1項の規定にかかわらず、当直士官を命じないことができる。

（当直士官の業務の特例）

**第8条の2** クルー長は、前条第3項の規定により当直士官を命じない場合には、准海尉、海曹長又は1等海曹のうちから、適任と認められる者を指定し、当該者に同条第2項に規定する業務を行わせるものとする。

（副直士官）

**第9条** クルー長は、第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合、2等海尉以下の幹部自衛官に、輪番で、副直士官を命ずるものとする。

2 副直士官は、第8条第2項の業務に関し、当直士官を補佐する。

3 クルー長は、配員の状況により副直士官を命ずることが困難であると認める場合には、第1項の規定にかかわらず、副直士官を命じないことができる。

（副直士官の業務の特例）

**第9条の2** クルー長は、前条第3項の規定により副直士官を命じない場合には、准海尉、海曹長又は1等海曹のうちから、適任と認められる者を指定し、当該者に同条第2項に規定する業務を行わせるものとする。

2 クルー長は、保安上問題がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、

副直士官の業務を行う者を指名しないことができる。

(警衛士官)

**第10条** クルー長は、第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合、科の長のうち、1人に警衛士官を命ずるものとする。

2 警衛士官は、クルー長の命を受け、艦内の規律の維持に関することをつかさどる。

(警衛海曹)

**第11条** クルー長は、第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合、海曹のうちから、警衛海曹を命ずることができる。

2 警衛海曹は、前条第2項の業務に関し、警衛士官を補佐する。

(分隊)

**第12条** クルー長は、第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合、クルーの隊員をもって、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成する。

(部署)

**第13条** クルー長は、第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合、訓練、作業等を実施するため、必要な手続並びに乗員の配置及び任務を定める。

(委任規定)

**第14条** この訓令に定めるもののほか、音響測定隊の編制等の細部に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

## 附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

**附 則** (平成29年10月31日海上自衛隊訓令第58号)

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

**附 則** (令和2年7月3日海上自衛隊訓令第19号)

この訓令は、令和2年8月3日から施行する。

別表（第6条及び第7条関係）

科	科の長	所掌業務
船務科	船務長	1 情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
測定科	測定長	1 水中の音響の測定、射撃、運用及び水測に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
機関科	機関長	1 主機関、補機、電気、応急、工作及び潜水に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
補給科	補給長	1 経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。